

—都税についてのお知らせ—

## 2月は固定資産税・都市計画税第4期分の納期です（23区内）

6月にお送りした納付書により、3月2日（月）までにお納めください。

＜ご利用になれる納付方法＞

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納付方法の注意事項をご確認ください。

**簡単・便利な口座振替 Web 申込で、都税の納め忘れなし！！**

口座振替

都税 Web 口座振替申込受付サービスにて、2月 10 日（火）までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第4期分からの口座振替が可能です。



**おうちで今、納付できます！！**

スマホアプリ

納付書のeL-QRを読み取るだけで納付ができます。

クレジットカード  
インターネットバンキング

地方税お支払サイトのeL-QR読み取り画面から  
納付書のeL-QRを読み取り、支払手続をす  
ると納付ができます。



ペイジーマークのついている納付書は、対応する金融機関のインターネットバンキングやモバイルバンキング、ATMから直接納付することができます。

他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

### 【お問合せ先】

＜課税について＞ 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

＜納税について＞ 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

（台東区）台東都税事務所 03（3841）1271

主税局 HP  
都税の支払い方法  
▶▶▶



—都税についてのお知らせ—

## 個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります（所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。）。

### ＜寄附金税額控除の対象となる寄附金＞

#### 1 地方自治体への寄附金（ふるさと納税）

※ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、確定申告は不要です。

※令和元年6月1日以後に支出された東京都に対する寄附金は、「ふるさと納税」（特別控除）の対象外となります。

なお、当該寄附金は、引き続き基本控除の対象となります。また、その他の地方自治体については、各自治体へお問い合わせください。

#### 2 東京都共同募金会及び日本赤十字社（東京都支部）への寄附金

#### 3 所得税の控除対象寄附金のうち、都又は区市町村が条例で指定した寄附金

・都民税については、都内に主たる事務所を有する公益法人、社会福祉法人、学校法人、認定NPO法人等への寄附金を指定しています。

・区市町村民税については、区市町村が条例で寄附金指定をしていますので、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

### 【お問合せ先】

○確定申告の手続について・・・・・・管轄の税務署

○住民税申告の手続について・・・・・・お住まいの区市町村

○ふるさと納税の手続等について・・・・寄附先の自治体

○都の条例指定寄附金について・・・・主税局課税部課税指導課 03-5388-2969

○区市町村の条例指定寄附金について・・お住まいの区市町村



主税局 HP（個人住民税の寄附金税額控除）

## 令和8年度定期課税分 自動車税種別割の障害者減免申請の受付を行っています

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方が使用する自動車で、一定の要件を満たす場合、申請により減免を受けることができます。

現在、新たに身体障害者手帳等の交付を受けた方、減免申請がお済みでない方を対象として、令和8年6月1日(月)まで、令和8年度分の自動車税種別割の減免申請の受付を行っています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

4月、5月は窓口が混み合います。お早めの申請をお願いします。

### ＜ご注意＞

- ・自動車を新たに取得した場合の申請期間は、登録(取得)の日から1ヶ月以内です。申請期限を過ぎると、減免は受けられません。
- ・減免額には上限が設定されています。

### 【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日午前9時～午後5時(土日・休日、年末年始12/29～1/3を除く)



主税局 HP

# 都税がスマホ決済アプリで納付できます

！ おうちで今、納付できます！

！ スマホ決済アプリで納付書の地方税統一 QR コード（eL-QR）を読み取るだけで納付ができます。



納付書の下部に eL-QR が掲載

## 注意事項

- 領収証書は発行されません。
- 納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
- eL-QR のない納付書については、上記の方法で納付できません。

詳細は、東京都主税局 HP をご確認ください。

※上記の方法を利用できるスマホ決済アプリは地方税共同機構 HP をご覧ください。

※ 1枚あたりの合計金額が 30 万円までの納付書では、スマホ決済アプリでバーコードを読み取ることでも納付できます。

利用できるスマホ決済アプリは東京都主税局 HP をご覧ください。

※QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

# 都税における納税証明は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

課税した事務所等に関わらず、納税証明はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます。

なお、自動車税種別割に関する納税証明（下表項番2、5）は、都税総合事務センター・自動車税事務所でも申請できます。下表を参照のうえ、お近くの都税事務所等で申請してください。

ただし、申告・納付後1～2週間以内に申請される場合は、  
①領収証書の原本（領収印のあるもの）  
②申告書の控え※（受付印のあるもの）の両方を、都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）等の窓口までお持ちください。

都税における納税証明の申請については、郵送でも受け付けております。詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください。

※②は、法人事業税、特別法人事業税、法人都民税等申告税目の場合に限ります。

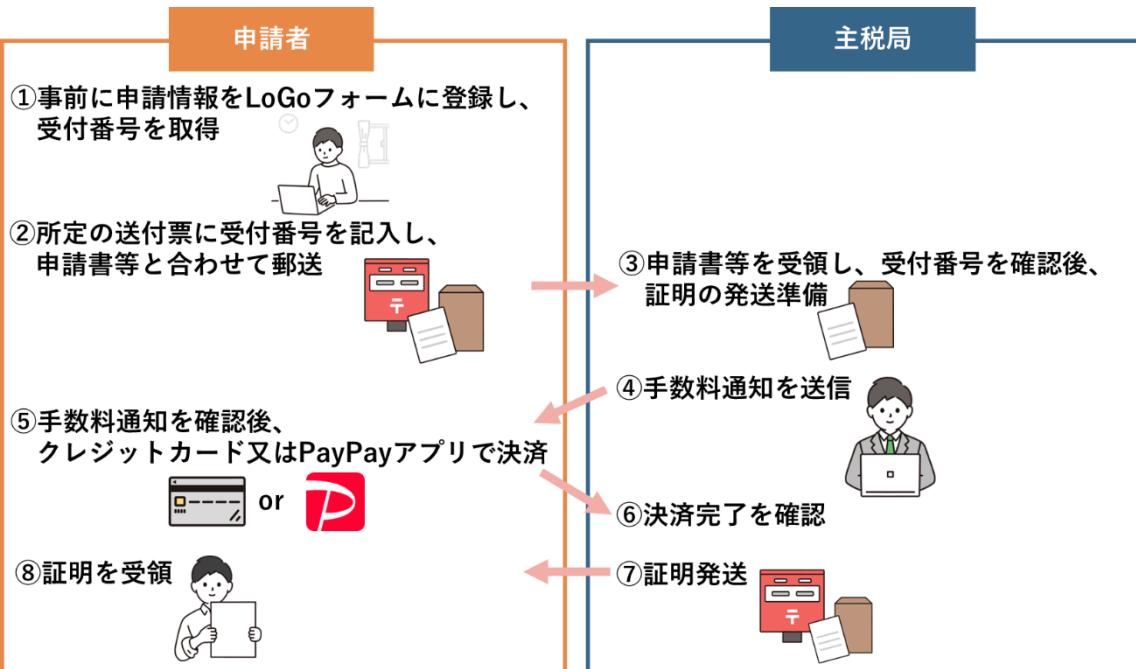
（注）都税に関する証明等申請時には、「本人確認書類」の提示が必要です。

|   | 証明の種類                    | 申請先事務所                                  | 郵送申請先                            |
|---|--------------------------|---|----------------------------------|
| 1 | 納税証明（一般用）<br>(自動車税種別割以外) | 全都税事務所、都税支所、支庁                          |                                  |
| 2 | 納税証明（一般用）<br>(自動車税種別割)   | 全都税事務所、都税支所、支庁、<br>都税総合事務センター及び各自動車税事務所 | 〒112-8787<br>東京都文京区春日<br>1-16-21 |
| 3 | 滞納処分を受けたことの<br>ないことの証明   | 全都税事務所、都税支所、支庁                          |                                  |
| 4 | 酒類製造販売の免許申請<br>のための証明    | 全都税事務所、都税支所、支庁                          | 都税証明郵送受付センター                     |
| 5 | 自動車税種別割納税証明<br>(継続検査等用)  | 全都税事務所、都税支所、支庁、<br>都税総合事務センター及び各自動車税事務所 |                                  |

【お問合せ先】 各都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）・都税支所・支庁  
(台東区) 台東都税事務所 03(3841)1271

# 都税の納税証明・評価証明等の郵送申請には キャッシュレス決済をご利用ください！

## ■ 手続の流れ



## ■ 郵送申請（キャッシュレス決済）が可能な証明

- ・23区内の土地・家屋名寄帳
- ・23区内の固定資産(土地・家屋)評価証明
- ・23区内の固定資産(土地・家屋)関係(公課)証明
- ・23区内の固定資産(土地・家屋)物件証明
- ・23区内の土地・家屋(補充)課税台帳

都税証明 郵送申請キャッシュレス

- ・納税証明(車検用納税証明は除きます。)
- ・滞納処分を受けたことのないことの証明
- ・酒類製造販売の免許申請のための証明

## ■ 手数料の納付方法

クレジットカード又はPayPay

※対応ブランドは: VISA、Mastercard、AmericanExpress、JCB、DinersClub

その他詳細な手続は主税局HPをご確認ください。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/application/yuusoucashless>

ー都税についてのお知らせー

# にせ都税メール・電話にご注意ください



都税事務所の職員を装って、個人情報を不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。

不審に感じた場合は即答せずに、主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）までご連絡ください。  
また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

＜メールによる手口＞

【事例】

- ・「あなたは納期限を経過した未納の税金があります。速やかに納付してください。」などと記載したメールが送付されてくる。
- ・プリペイドカードの購入等の方法により納付するよう求めてくる。

＜電話による手口＞

「〇〇都税事務所の〇〇です」または「〇〇都税事務所の者です」と職員を装って電話をかけてきます。その後、以下の事例のように個人情報を聞きだそうとします。

【事例1】

- ・「税務調査を行っているので、納税者の情報について確認したい」と質問してくる。
- ・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

【事例2】

- ・「税金が還付されます」、「払いすぎた医療費をお返しします」とだまし、ATMに誘い出す。
- ・ATMコーナーから指定の電話番号に電話するように指示する。
- ・指定の電話番号に電話すると、ATMの操作を言葉巧みに指示し、お金を振り込ませる。

【お問合せ先】 主税局総務部総務課相談広報班 03-5388-2925